

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第三編 労働組合・共産党およびその他の大衆運動対策

第三章 共産党対策

法務総裁談「共産党は無知無頼の徒」 一月五日、大阪、広島、島根各府県の検察行政および各地警察予備隊の訓練状況視察のため西下した大橋法務総裁は、つぎのような車中談を発表した。

日本共産党は、朝鮮動乱発生後、大陸の共産主義者たちの不法侵略と相呼応して、国内民主主義に抗戦し、占領軍の、政策を妨害するがごとき行動を企図するにいたった。しかも、非合法活動においては、主要党員は背後にかくれ、表面に踊らされている人たちは、一部学生、自由労務者、朝鮮人など、無知無頼の徒である。このことから、一般国民は、共産党はいまや合法政党たることをやめて、ゴロツキとルンペン犯罪団体に墮しつつあるのではないかとの印象を受けている。かくのごとき団体は、今日はたして法の保護を受ける価値があるかどうかという問題について、政府は慎重に研究をすすめており、団体等規正令による解散措置あるいは新しい立法措置についても、諸外国の前例などを資料にして目下検討中である。

「平和のこえ」弾圧 一月二三日、法務府特別審査局は、新聞「平和のこえ」(発行所一東京都足立区千住櫻木町五三)を、元共産党中央機関紙「アカハタ」の後継紙であるという理由で発行停止処分にした。

ついで、二月四日、最高検察庁は、特別審査局の告発にもとづき「平和のこえ」の全国配布網とみなされた四二四カ所をいっせいに家宅搜索し、四三五名を政令三二五号違反容疑で検挙した。この検挙者のなかには、共産党木更津市議浅野実、同鳥取県南谷村村長安田文男らもふくまれている。

「平和のこえ」弾圧は、その規模からみて、戦後最大のものであった。

元国会議員春日正一に懲役三年の判決 法務総裁の出頭命令に応じなかったという理由で、団体等規正令違反に問われた共産党中央委員・元国会議員春日正一と、同被告をかくまって犯人蔵匿罪に問われた山口正之の一審判決は、二月一六日、東京地方裁判所でおこなわれ、相馬裁判長は、春日被告に懲役三年(求刑同五年)、山口被告に懲役一年(求刑同二年)の判決をいわたした。とくに、裁判所が判決文で、「不出頭罪は平和、民主主義を阻害するもので、単なる形式犯ではない」と指摘したことが注目される。

なお、両被告は、判決を不服として即日控訴の手続きをとった。

吉田首相、共産党非合法化の推進を指示 政府は、共産党非合法化の具体的措置として、政令によるか、または新たな法律によるかを検討していたが、三月一五日、吉田首相から新たな法律案を第一〇国会に提出したいとの意向が、自由党首脳部につたえられた。

この首相の意をうけた広川農相は、翌三月一六日、苫米地民主党最高委員長と会見、自由党は共産党非合法化の法案を民主党と共同提案したいと申入れた。

共産党非合法化については、すでに、大橋法務総裁が、年頭の車中談(前掲)にひきつづき、国会

の答弁で、「日本共産党の行動を総合してみると政党としての政治活動の限界を逸脱していると認識している」と述べ、また、「非合法化についての理論上の問題は解決がついている」と主張し、あとはその具体的措置だけが問題になっていたのである。

ただ、その具体的措置をいかにするかという点では、現在の警察力が微力なのだから合法政党として残しておいた方がむしろ有利ではないかという見解も、政府・与党の一部にはあった。

このような状態を反映して、三月一七日にひらかれた民主党最高委員会、共産党非合法化問題についての態度を協議せず、むしろ自由党の動きの不統一を攻撃した。同党の自由党に対する抗議文はつぎのとおりである。

広川氏より、佐藤幹事長代理として、正式に、自由党は現下の国情よりして共産党に対する非合法化に関する法案を、民主党とともに共同提案したき希望をもっているから十分考慮してほしいとの申入れがあった。しかるに、翌朝にいたり、佐藤幹事長から右の申入れは自由党の正式のものではなく、その内容についても審議を終わっていないので、民主党においても審議延期をせられたいとの訂正方の申入れがあった。われわれは、かかる重大なる問題を自由党が軽率に取扱ったことをはなはだ遺憾とする。

また、社会党も、第一〇国会に共産党非合法化法案を提出しようとする自由党の意図は、間近かにせまった地方選挙対策のあらわれとみなして、反対の態度をあきらかにした。

以上のようないきさつから、政府は、共産党非合法化の根本方針は変えないとしても、具体的措置の推進には、なお慎重を期することに態度をあらため、三月二〇日には、大橋法務総裁が、衆議院外務委員会で民主党並木議員の質問に対してつぎのように答弁した。

並木 吉田総理大臣の施政方針に、共産党について、共産党は影をひそめて治安問題については不安はないと発表されていたところ、先般幣原前衆議院議長の葬儀の当日、突如として広川農林大臣から私の方へ苦米地最高委員長のところに共産党非合法化の相談があった。ただに閣僚としてのみならず、自由党の代議士である広川さんが、その日もあろうに、前議長の葬儀が行われる前に電話で通告してきた位だから、並々ならぬ事態ではないかと考えた。大橋法務総裁の方に相談があったなしにはかかわらず、総裁としてはその辺の事情はわかっているはずである。何故かかる相談を持ちかけてきたか。

大橋 日本共産党非合法化の問題について、政府としては一つの政策問題と考え引き続き研究しているわけである。当面ただちに非合法化を実現する考えはない。これに関連して、広川氏から苦米地氏に対して申入れがあったということも私は新聞紙上によって承知しているが、党の動きというものについて私からいう立場にはないと思う。

並木 何か相談或は意見を聞きたいということはあったと思うがどうか。

大橋 法務府としては格別正式にこの問題について意見を問合わされたことはない。

並木 総裁として新しい事態が生じていると感じておられるかどうか。当面直ちに非合法化ということは考えていないが、なお考慮中であるという風に聞きましたが、その辺のところはどうなっているのか。

大橋 非合法化の方法及び時期について研究すると同時に、非合法化することによる利益不利益を十分に考究し決定をしたい。今直ちに実施いたすという考えではない。

並木 いやしくも天下の公党として、広川さんから正式の申入れを受けて、それを翌日佐藤幹事長が来て引込ましたというようなことに憤激を感じておる。いやしくも共産党を非合法化するかどうかという重大問題で、ひいては国際的に影響を与えるということも考えなくてはならない。かかることの行われている陰に法務総裁が関知していないということは私には解しがたい。閣僚であり立派な代議士なのだから、そこでどういう理由でああ

いうふうに騒がしたか、具体的につっこんで表明しないと、国民が非常な疑点を抱いたまま推移するのではないかと思う。もう少し克明に説明しで欲しい。

大橋 党の動きについては私から陳述する立場にないと思う。

並木 共産党を非合法化することは考えておられる。次第にかかる事態が致来するようになれば私共として考えねばならぬのは日本の憲法を改正しなくては出来ぬのではないか。若し改正しないとすれば法務総裁は如何なる方法をもって共産党の非合法化をなさんとするのか。

大橋 未だ非合法化を実施する考えはないので、特にこれは一つの仮定の問題として、憲法上の問題を尋ねたものとするが、かかる意味で答えるなら、政府として、日本国憲法は個人の尊厳と自由を尊重し民主主義を確立せんとするもので、これを破壊しようとするものには憲法の保護を与えるべきではないという見解の下に共産党の非合法化を研究している。

並木 ここでは論争を避けたい。具体化した折に論争すればいい。ここでは質問の程度としてとどめる。若し非合法化した場合には取締りは相当難しくなるのではないか。地下にもぐった八名すら逮捕出来かねる。如何なる理由で逮捕できぬのか、その理由を説明して欲しい。それから共産党を非合法化した暁における国内の治安の維持、これが取締りにつき法務総裁は自信があるか。対策として如何なる腹案を持っているか。

川上貫一を衆議院から除名 共産党衆議院議員川上貫一は、一月二七日の衆議院本会議で、施政方針に対する代表質問演説をおこなったが、自由党は、これを懲罰の対象にした。その提案者である自由党代表佐々木盛雄議員によれば、川上質問は、「そこに引用された事実は、日本政府ならびに連合軍当局の発表とはまったく逆のものでありまして、ことごとく虚構とねつぞうの連続以外のなにものでもない」から、「憲法と国会の尊厳擁護のために、秋霜烈日の態度をもってのぞまれんことを要望」するということのである。

懲罰委員会は、提案者の佐々木盛雄議員をはじめ、委員長土倉崇明、委員として佐々木秀世、内藤隆、田淵光一、鍛冶良作、中川俊思、西村直巳、牧野寛作、柳沢義男(以上自由党)、村瀬宣親、長谷川四郎(以上民主党)猪俣浩三、石井繁丸(以上社会党)および共産党から木村栄(のちに梨木作次郎)の各議員がでて組織された。

この委員会の第一回会合は二月一日にひらかれたが、回を重ねること八回、三月二四日には、ついに委員会決定による懲罰原案が本会議に上程された。そして、つぎの「陳謝文」を朗読させることが多数で決定された。

私こと、昭和二六年一月二七日の本会議において、日本共産党を代表しておこなった質疑中、きわめて不穏当な言辞を用いましたことは、議院の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責上、顧みてまことに申しわけありません。ここに誠意をひれきして、衷心より陳謝いたします。

これに対し、川上議員は、「一身上の弁明もさせないで、陳謝などとはもつてのほかだ、この陳謝文は議長にお返しする」と応えた。そこで、三月二六日の第九回委員会につづき、二九日の本会議で除名が確定した。この本会議の討論では、社会党猪俣議員の除名反対演説、自由党鍛冶議員の除名賛成演説がおこなわれたが、最後に共産党加藤充議員は、その演説をつぎのように結んだ。

諸君は、院内多数の暴力をもって、真の愛国者である川上君を除名することはできるかも

知れない。しかし、全世界の平和と自由を熱望する一〇億にならんとする人々を除名することは、だんじてできません。裁かれるものは川上君ではなくして、このファッショ的陰謀を計画し、遂行したものの自体であります。歴史はこのことを、近くかならず証明するであります。

「党報」類の発禁 八月一四日早朝、共産党の関東・近畿・東海を除く各地方委員会機関紙と、東京都委員会「大衆のなかへ」など主な県委員会の党報が、「アカハタ」後継紙という理由で弾圧された。搜索は、発行所、印刷所、関係者宅など全国数十カ所におよび二〇紙が発行停止処分にふされた。また、この弾圧にさいし、八・一五敗戦記念日用のビラ多数が押収され、注目をひいた。

共産党幹部ら一八名に逮捕状 サンフランシスコ会議が開催される直前の九月三日午後一時三〇分、臨時中央指導部全員をふくむ共産党幹部ら一八名に逮捕状がだされた。その氏名はつぎのとおりである。

臨時中央指導部議長椎野悦朗、臨時中央指導部員・国会議員河田賢治、同部員鈴木市蔵、同部員杉本文雄、同部員輪田一造、中央委員候補保坂浩明、党主幹・元東京都議員岩田英一、統制委員山辺健太郎、同西沢隆二、同岡田文吉、同岩本巖、国会議員上村進、同砂間一良、元国会議員川上貫一、国会議員団長細川嘉六、東京都教育委員堀江邑一、関東地方委員会議長木村三郎、「党の理論的指導者」福本和夫

このうち、四日に東京で岩田英一、細川嘉六、堀江邑一、山辺健太郎、藤沢で福本和夫、静岡で砂間一良、新潟で上村進の七名が逮捕され、五日には大阪で川上貫一が逮捕された。しかし、正式に臨時中央指導部員として届出しているもの全員をふくむ他の一〇名はすでに姿を消していた。

なお、四日、法務府特別審査局は、共産党の「党活動指針」(中央宣伝教育部発行)および「関西党内指針」(関西地方委員会発行)を発行停止処分にふした。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
